

議会受付番号	鎌議第 1350 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

不適切職員の異動の必要性について

2 質問の要旨

鎌議第 1254 号に於いて懲戒処分を受けた元労組委員長について、納税課から異動させないとしているが、そもそも私の質問の意図は、「処分として、小原を異動させるべき」と考えているのではなく、納税課という特に機密情報に接し、市民の皆様と接する部署に於いて、メディアや市民の皆様、副議長会派たる日本共産党の懸念のあるマイナンバー導入を間近にそのような悪質かつ卑劣な不良職員がいることは、ますます不安であることは、私自身も同様である。本件は、新聞にも載っており、更にはインターネット上でも拡散されている。

よって、倫理的又市民の理解が得られる対応として、戒めの為でなく、本当にこれで納税課として良いのかを考えて、異動の検討してもらいたい。

市長として政治家として御判断頂きたい。如何か。

あわせて、平成 27 年 10 月 5 日時点で小原は退職の意思があるか、直接確認して頂きたい。

3 答弁

鎌議第 1254 号でお答えしたとおり、懲戒処分を受けた納税課職員の人事異動については、現段階では考えておりません。

また、鎌議第 1293 号及び鎌議第 1323 号でお答えしたとおり、自己都合退職は、本人からの申出によるものが原則となりますが、平成 27 年 10 月 5 日時点で本人からの申出はありません。